

被扶養者の加入（認定）申請に必要な書類

R8.4

申請時点における認定対象者の状況			必要書類	
			同居の場合【別居時は ※3】	
配偶者	収入なし	1年以上無職	① ② ③ ⑥	
		昨年または本年途中で退職（廃業）	① ② ③ ⑦（廃業は⑪）⑫	
		雇用保険失業給付金等を受給終了した	① ② ③ ⑧	
	収入あり ※2	給与収入あり	① ② ③ ⑨	
		年金収入あり（国民・厚生・障害・遺族・企業・恩給・私的年金）	① ② ③ ⑩	
事業収入あり（自営業は原則不可※4、農・林・漁業等）		① ② ③ ⑥ 確定申告書類一式		
	雇用保険失業給付金等を受給中	原則認定不可 ※5（①②③⑧）		
子	18歳未満	出生児、未就学児、小学生、中学生、高校生	① ② ④（高校生は⑤も提出）	
		学生（予備校生含む）	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	
	18歳以上	収入なし	1年以上無職	① ② ③ ④ ⑥
			昨年または本年途中で退職（廃業）	① ② ③ ④ ⑦（廃業は⑪）⑫
			雇用保険失業給付金等を受給終了した	① ② ③ ④ ⑧
		収入あり ※2 ※学生でも収入があれば必要	給与収入あり	① ② ③ ④ ⑨（学生の場合は⑤も提出）
			年金収入あり（厚生・障害・遺族・企業・恩給・私的年金）	① ② ③ ④ ⑩
	事業収入あり（自営業は原則不可※4、農・林・漁業等）	① ② ③ ④ ⑥ 確定申告書類一式		
	雇用保険失業給付金等を受給中	原則認定不可 ※5（①②③④⑧）		
その他 ※1	18歳未満	出生児、未就学児、小学生、中学生、高校生	① ②（高校生のみ⑤）	
		学生（予備校生含む）	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑬	
	18歳以上	収入なし	1年以上無職	① ② ③ ④ ⑥ ⑬
			昨年または本年途中で退職（廃業）	① ② ③ ④ ⑦（廃業は⑪）⑫ ⑬
			雇用保険失業給付金等を受給終了した	① ② ③ ④ ⑧ ⑬
		収入あり ※2 ※学生でも収入があれば必要	給与収入あり	① ② ③ ④ ⑨ ⑬（学生の場合は⑤も提出）
			年金収入あり（国民・厚生・障害・遺族・企業・恩給・私的年金）	① ② ③ ④ ⑩ ⑬
	事業収入あり（自営業は原則不可※4、農・林・漁業等）	① ② ③ ④ ⑥ ⑬ 確定申告書類一式		
	雇用保険失業給付金等を受給中	原則認定不可 ※5（①②③④⑧⑬）		

※1 その他とは… ① 父母・兄弟姉妹・孫・直系の祖父母・直系の曾祖父母 → 同居別居問わず申請可能
 ② 養父母・叔父叔母・甥姪・配偶者の連れ子等 → 同居のみ申請可能
 詳しくは「扶養家族に関する手続き」の「被扶養者になれる人の範囲」のページをご覧ください。

※2 給与収入と年金収入がどちらもあるなど複数の収入がある場合は、それぞれの金額がわかる書類をご提出ください。

※3 別居の場合は、直近3ヶ月分の仕送り証明が必要になります。（18歳未満の学生、単身赴任、施設入居の場合等は不要）
 ・送金のルール… ①認定対象者の収入以上の送金をする
 ②送金は毎月、金融機関を通じて行うこと（手渡し、まとめた送金は不可）

※4 自営業者（個人事業主）の方は、社会通念上経済的に自立した存在であり、事業の売り上げや必要経費、経営状態などを含めてその事業結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方となりますので基本的にご自身で国民健康保険にご加入ください。ただし、被扶養者が主たる生計維持者として判断できる場合は被扶養者として認定可能な場合があります。申請にあたっては、過去3年分の確定申告書一式（収支内訳書、青色申告決算書等も含む）をご提出ください。

※5 退職により被扶養者となる場合で、雇用保険失業給付・傷病(出産)手当金等を受給中の方は被扶養者となるできません。ただし、基本日額が60歳未満の方で日額3,612円未満、60歳以上または身障者の方で5,000円未満の場合は認定申請が可能です。

※添付書類はすべてコピーで提出可能です。必要に応じ、下記以外の書類の提出をお願いすることがあります

書類名称	入手先
① 健康保険被扶養者異動届	当組合HP
② 住民票 ※ただし、名字が違うなど、住民票で続柄が確認できない場合は戸籍謄(抄)本が必要 (交付日から3ヶ月以内、世帯全員分および続柄が記載のされている、かつマイナンバーの記載がないもの)	市区町村役所
③ 現況届	当組合HP
④ 配偶者の年間収入額がわかるもの（源泉徴収票等） ※共働きの場合、原則収入が多い方の被扶養者とするため。ただし、配偶者が当組合の被扶養者である場合は不要	配偶者の勤務先
⑤ 学生証または在学証明書	在籍している学校
⑥ 所得証明書、課税証明書等	市区町村役所
⑦ 離職票1・2 または 前職の退職時源泉徴収票 または 退職証明書等	前勤務先など
⑧ 受給資格者証（両面コピー） ※受給終了の方は「支給終了」と印字されたもの	ハローワーク
⑨ 労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類 ※年間収入が判断できない場合は、給与明細書、課税（非課税）証明書等	現勤務先
⑩ 年金振込通知書等（直近のものに限る）	年金事務所
⑪ 廃業届	
⑫ 雇用保険における誓約書	当組合HP
⑬ 認定対象者と同居している他の家族の課税証明書 ※同居者が18歳未満または当組合の被扶養者である場合は不要	市区町村役所